



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文
(コード番号：1436)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏
(03-5778-9436)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会にて、平成 28 年 8 月 30 日開催予定の第 8 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更議案を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 28 年 3 月期決算において、売上計上の時期に関する会計処理に疑義が生じた件に関して、当社における内部管理体制に不備があったものの、取締役会及び監査役会の監査・監督機能が十分に機能せず、改善が図られませんでした。そこで、より実効的な監査・監督を可能とするべく、当社は、監査等委員会設置会社へと移行いたします。

監査等委員会の構成員である監査等委員の過半数は社外取締役である必要があること、監査等委員には監査等委員以外の取締役の選任・解任、報酬等への意見陳述権及び取締役会における議決権があること、監査等委員は適法性監査に加えて妥当性監査も行うこと等から、当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、コーポレートガバナンスの強化を図ることができると考えております。つきましては、監査等委員会設置会社に移行するため、これに伴う必要な規定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 8 月 30 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 8 月 30 日

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締 役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副 会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役 各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。 <u>2 増員により、または補欠として選任された取 締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了す る時までとする。</u> (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 23 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監 査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただ し、</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除 く。)</u>は、<u>5</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、 5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外 の取締役とを区別して、株主総会の決議によって 選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役 (監 査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締 役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監 査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取 締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および 取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常 務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期 は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終結の時までとす る。 (削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取 締役の補欠として選任された監査等委員である 取締役の任期は、退任した監査等委員である取 締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p>
<p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>第26条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p>
<p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第 28 条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p>	<p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p>
<p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 31 条 監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	
<p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	
<p>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等) 第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (常勤監査役) 第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議方法) 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程) 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役会の議事録) 第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (監査役の責任免除) 第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 32 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会の決議方法) 第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p> <p>(監査等委員会規程) 第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 (監査等委員会の議事録) 第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 41 条～ 第 42 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 44 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算 第 45 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 37 条～ 第 38 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算 第 41 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の第 8 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>